

## 【自動車保管場所届出書】の記載例

※ 軽自動車を新規取得した場合又は登録自動車・軽自動車で車庫のみを変更した場合に必要な書面です。  
 軽自動車の保管場所届出は、自動車検査証を受けた後(ナンバーを取得した後)、速やかに行ってください。  
 また、軽自動車、登録自動車を問わず、車庫だけを変更した場合は、15日以内に届出ることが義務付けられています。

自動車保管場所届出書(新規・変更)			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
ダイハツ	DDA-L123	L123-123456	長さ 幅 高さ	339 147 145 センチメートル センチメートル センチメートル
自動車の使用の本拠の位置		兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫ハイツ101号		
自動車の保管場所の位置		兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫ハイツパーキング (変更前)		
※ 保管場所標章番号		上記の事項について届出をします。		
〇〇 警察署長 殿		令和3年1月7日 〒(600 - 0001) 住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫ハイツ101号 フリガナ ヒョウゴ タロウ 氏名 兵庫 太郎 (078) 341 局 7441 番		

備考 1 法5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条第1項(第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「変更届出」という。)にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。  
 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。  
 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。  
 4 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(届出者が所有者であり、又は所有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の前15日以内に保管場所とされていたときは、保管場所標章番号欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載して、所在図の添付を省略することができる。

保管場所の所有区分	自己単独所有・その他
-----------	------------

○ **保管場所の所有区分欄**  
 ・ 申請者所有の場合  
 自己単独所有に○印を付け、「自認書」を添付してください。  
 ・ 他人所有の場合  
 その他に○印を付け、「自動車保管場所使用承諾証明書」等の書面を添付してください。

自動車登録番号	
車両番号	

○ **自動車登録番号車両番号欄**  
 自動車検査証に記載の自動車登録番号を記載してください。

連絡先	TEL
-----	-----

○ **連絡先欄**  
 申請内容について、お尋ねできる連絡先(氏名・電話番号)を記載してください。

○ **自動車の大きさ欄**  
 センチメートル単位で記載してください。  
 (ミリ単位は切り捨て)

○ **使用の本拠の位置欄**  
 ・ 個人の場合  
 実際に居住している場所の所在地を記載してください。  
 ・ 法人の場合  
 実際に営業を行う事業所の所在地を記載してください。(本社・支社等の所在地)  
 ※ 申請者の住所と自動車の使用の本拠の位置が異なるときは、両者の正当な関係を明らかにする書面を求めることがあります。

○ **届出日欄**  
 届出当日の日付を記載してください。

○ **届出者欄**  
 届出者欄に記載する方は、警察署窓口書類を提出する方ではなく、自動車の使用者となる方の住所・氏名です。  
 ・ 個人の場合  
 住民票又は印鑑証明の住所・氏名を記載してください。  
 ・ 法人の場合  
 登記簿又は印鑑証明書に記載されている所在地・法人名を記載し、法人の代表者を併記のしてください。

申請者の記名又は署名が必要になります。  
 書類に訂正のある場合は、当該箇所横線2本を引き訂正してください。

○ この書類は、自動車保管場所届出書(1通)及び保管場所標章交付申請書(2通)の合計3通で1セットとなっており、必要通数に誤りがないようご注意ください。  
 ○ 書類作成の際には、黒色のボールペン又は黒色のスタンプで明瞭に記載してください。なお、文字等を消去できる筆記具は使用しないでください。